

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 芳全 東京芳全本店No.329915

購読料 月額300円 6カ月前納制

へもくじ

現代情勢と社会党の「危機」……………2

— 当面の情勢の特徴について —

「代議員権」問題の意味するもの……………7

民主主義を守ろう……………11

— 規約「改正」の根拠は少しもない —

■ 投稿 ■

大会の成功とは何か(二)……………16

— 分裂回避のために規約で譲歩せよとの主張について —

注目される社会党統開大会のゆくえ……………19

旬刊 社会通信

NO.5

一九七七年二月一日

(一九七七年二月一日発行
毎月一日、二日、三日三回発行)

現代情勢と社会党の「危機」

—— 当面の情勢の特徴について ——

一

周知のとおり、一九一七年、レーニンと共産党の指導のもとに世界で最初に社会主義を実現したソ連邦は、今年で六〇周年を迎え、革命記念日の十一月七日を中心に、海外から一〇四ヶ国六〇〇〇人余の代表参加をえて大規模な祝賀記念行事をくりひろげた。

「一〇月大革命の獲得物、社会主義のもつ可能性——これは現在、人類の一層の進歩の最も確実な担保である。一〇月大革命——これは、勤労大衆の意思と労働によって二〇世紀にかかげられた偉大な変革の旗である」。

このブレジネフの書記長の記念集会における基調演説の簡潔で確信にみちた結語にみられるように、社会主義への道こそ、すべての勤労階級を搾取と窮乏と奴隷状態から最終的に解放し、平和と民主主義を真に前進させうる道であること、そして社会主義の勝利は、マルクス・レーニン主義の諸原則（階級と階級闘争、反独占統一戦線と社会主義革命、プロレタリアートの階級独裁とプロレタリア国際主義）を正しく堅持し、それぞれの国の歴史的条件に正しく適用してたたかうときにのみ可能であり、また必然であること——このことを、ソ連邦をはじめとするすべての社会主義諸国の歴史的経験、ソ連邦六〇年の輝かしくゆるぎない成果と実績、ならびにソ連邦を中心とする社会主義世界体制の着実な発展と実績にたいする確信にみちた総括のうえにたって、新ためて国際的に確認した。

「既成の社会主義は、官僚的社会主義であり、自由と民主主義が欠落し、経済運営も成功していない」から「新しい社会主義」をめざす（党「改革」推進協、十一・二二「われわれのめざす社会党像」）などという党「改革」論者は、こうした不動の、そして肝心の世界的現実をまったくみることすらできない。そのことで実際には、勤労大衆の社会主義への確信と展望をぐらつかせ混乱させることによって、独占資本の反社会主義キャンペーンに手を貸す役割をはたしている。

今回、大一一〇月革命六〇周年を記念して採択されたソ連邦新憲法は、六〇年にわたる社会主義建設の歴史的経験と成果の総決算であると同時に、いまやソ連邦が、資本主義の古い「母斑」を一掃して、「社会主義が自己本来の基盤にもとづいて発展」する「発達した社会主義」の本格的建設へ向うことを内外に宣言した歴史的文書である。いかえれば、「資本主義から社会主義への人類の全世界史的転換」が、新たな一時期を画する、質的により高い段階へ入ることを意味している。（引用は、新憲法の前文より）

このように、われわれをとりまく国際情勢のうねりは、われわれにますます有利に（だが、それだけに独占資本の攻撃も当然に厳しさを増すが）、社会主義の世界的勝利にむかっていちだんと大きく進みつつあることを忘れてはならない。このような世界史の不動の現実によって、その正しさと勝利の必然がますます実証されている階級闘争の大道を歩みつつけるものにとっては、動揺などありえない。

二

世界社会主義の着実な発展、不況もインフレも知らない社会主義の国民経済と国民生活の安定的な発展と向上とはまったく対照的に、資本主義は、いずれの国においても矛盾と危機をいちだんと激化し深めている。戦後最大に深刻で長期な不況の継続、しかもそのなかでのインフレと物価騰貴の慢性的進行、中央と地方をふくむ財政の赤字・危機、ドル危機を根源とする資本主義的国際通貨危機の新たな再燃は、その象徴である。これらの現象は、社会主義諸国にはいっさいみられないのに、わが国をふくむ「先進」資本主義諸国では、どこでも例外なく共通していることが何よりもはっきり物語っている。

だが、こうした深刻な矛盾と危機は、末世期にある資本主義（国家独占資本主義）の発展そのものが必然的につくりだした産物であるから、現代の資本主義と独占資本は、これを根本的に解決することはできない。独占資本の「克服」策（それも結局は、矛盾と危機を拡大再生産するほかないのだが）は、昔も今も、そして今ではますます、社会のいっさいの富を実際に生産し、社会の発展を実際に担っている勤労階級にたいして、いちだんと搾取と収奪を強化することによってである。そして現にいま、独占資本はそれを激しくおしすすめている。

たとえば、資本主義の矛盾の集中的一発現をなす今の不況——独占資本による最大限利潤追求の無政府的な生産力膨張が必然的かつ周期的につくりだす全般的過剰生産恐慌——が、いかに深刻で長期的であるかは次の指標によってもあきらからである。(1)不況の期間が一九七三年末以降、現在まですでに四年にわたっていること、(2)鉱工業生産指数（一九七〇—一九七〇）が、一九七三年の一二九・三をピークとして、七四年一一七・一、七五年一一三・〇、七六年一二七・一で、七八年にはいっても一進一退の停滞をつづけていること、(3)製造工業稼働率指数（一九七〇—一九七〇）が、一九七四年八六・四、七五年八三・四、七七年二月八五・六と停滞しつづけていること、等々にしめされているとおりである。

ところが独占資本は、この不況をのりきるために、あるいは不況下でも利潤を減らさずを増やすために、不況・赤字宣伝の思想攻撃によって勤労階級を目を巧みにごまかしながら、なんの責任もない勤労階級にたいして一方的に搾取としわよせを激しくくわえている。多様な形をとった首切り・労働強化など、あらゆる職場での「合理化」攻撃と賃金切下げ攻撃をはじめとして、小零細企業の大量倒産ならびにそれに伴う大量失業、巨額の赤字国

債発行によるインフレ的不況「対策」(「公共」投資や軍事支出の拡大)、その反面における人件費(賃金)抑制、生活・福祉支出の削減、国鉄運賃など「公共」料金値上げ、社会保険料の値上げをふくむ大衆課税の強化、さらには韓国・東南アジアへの海外経済進出(海外での搾取と収奪)等々、がそれである。

三

このことは、いくつかのブルジョア統計によってさえも、はっきりしめされている。たとえば、(1)企業倒産件数(一九七四年一一、七三八、七五年一三、二二四、七六年一六、六〇六、(2)完全失業者(一九七四年四〇万、七五年一〇四万、七六年(四〜六月)一〇八万、七七年(一月)一一四万、七七年(二月)一二三万、(3)雇用指数(七五年一一〇〇)〜七六年九六・九、七七年一月九六・一、同三月九五・六、(4)所定外労働時間(七五年一一〇〇)〜七六年一三六・七、七七年二月一四三・〇、同三月一四六・二、(5)労働生産性(七〇年一一〇〇)〜七四年一三五・八、七五年一三六・八、七六年(一〜三月)一四四・七、七六年(一〇〜十二月)一五六・二、等々。

これらの指標はいずれも、独占資本が不況をのりきるために、普段以上にいかに激しく勤労階級に搾取を強化しているか(生活権そのもののはく奪、貧困と生活苦、労働苦と健康破壊、奴隷的状态の強制)、その永山の一角を露骨に現わしている。こうした勤労階級の犠牲とひきかえに、国民のわずか〇・〇一%を占めるにすぎない搾取階級である独占資本は、そしてこの独占資本のみは、深刻な不況下ですら、大幅な増収増益をほくそえんでいるのである。

たとえば一九七六事務年度(七六年七月一日〜七七年六月三〇日)の国税庁『法人税白書』によると、大手から零細企業までをふくむ法人総数百四十四万二千社のうち、赤字申告をした企業(ほとんど中小零細)が「過去最高」(全体の四九・二%)を記録したのに、全体の申告所得は前年度を大幅に上回り、とりわけ黒字申告法人(ほとんど大企業)の総申告所得は二五%増の十五兆四千三百億円にも達している(朝日、一〇・二九)ことをみても明らかであろう。しかもくわえて、ドル安・円高による為替差損で小零細企業が強い打撃をうけている反面で、大企業は巨額の為替差益(石油独占最大手の日本石油だけでも、今年四月から九月までの半年間で百三十八億にも達している——朝日、十一・二)を手に入れているのである。

こうして、資本主義の発展は、一方の極——〇・〇一%の搾取階級・独占資本——においては富の蓄積を、同時に他方の極——一切の富をつくりだしている圧倒的多数の勤労階級・社会の主人公——においては貧困の蓄積と窮乏化を促進するという、「資本蓄積の一般法則」が激しく、目を射るように進行している。こうして、階級対立の関係がいちだんと露わとなり、いちだんと激化し、それによって、額に汗して働く勤労国民の諸々の悲惨

と不幸と苦しみの根源が、どこにあるかが誰の目にもあきらかとなっている。

ということとは、「訓練され結束され組織される労働者階級の反抗」が大きく高まる条件、反独占・階級闘争が新たなうねりをなして発展する一般的・客観的条件、勤労大衆の山ほどの不満や苦難を独占資本にたいする組織された怒りへ転化し、団結して闘いに立ちあがる（あるいは、ざるをえない）反撃の一般的条件が、あらゆる職場・地域で大きくつくりだされ拡がっているということである。

四

だが、それだけに、反独占・階級闘争の前進と高揚を抑えようとする独占資本の思想・組織攻撃が激しさを増すこともまた必至である。とりわけ、それが本格化するのは、七四春闘（平均賃上げ率三三%にみられるとおり、これまで最高の高揚をしめた）とそれにつぐ参院選（七四春闘の高揚をうけて、自民党「単独支配」の終えんがいはわれるほどに、社会党を中心とする反自民政治勢力が進出した）以降においてであることは、この間のたまたかの経過をつうじて体験済みのおりである。

そしてまた、その攻撃の集中的ホコ先が、反独占・階級闘争の要をなし、要として成長してきた日本社会党と総評ならびに公労協を中心とする総評傘下労働組合に主としてむけられてきたこと、さらには、そのなかでたまたかの中心的推進力をなすマルクス・レーニン主義の思想と勢力にむけられてきたこともまた当然であり、また実際にそうである。

国内における階級対立の激化と階級闘争発展の条件の拡がり、国際的には社会主義世界体制の着実な発展という情勢を、かれらなりに十分感得した独占資本は、反独占戦線の要をなす社会党と総評を骨抜きにし、右傾化し、それによって独占資本にとって無害なたんなる体制内圧力団体におしきげようと、本格的な策動と攻撃を新たに開始したのである。

そしてこの目的を達成するために、一方で、社会党・総評の発展を担ってきた左派的・良心的部分を抑えこみ孤立化させる攻撃をくわえつつ、他方で、右派的・改良主義的要素につけいり、そこを拠としてゆさぶりをかけ、組織の攪乱と弱体化をはかる画策をおしすめてきた。これに成功すれば、社会党と総評にたいする労働者階級と勤労大衆の支持と信頼を失わせ、反独占へむかう大衆の怒りと不満をばらばらに拡散させ、したがって搾取を思うぞんぶん強化し、同時に独占資本の支配体制をより「安定」させることができるからである。それだけでなく、独占資本は、さらに進んでもっと積極的に、自からの「安定」を築くために、労働戦線の右翼的「再編統一」、「中道」勢力の育成と援助、「自由国民主連合」の結集に本気でとりこんできた。

最近の、反独占戦線内部における一定の混迷と動揺も、本質的には、こうした独占資本の大きかりな思想・組織攻撃の侵透の結果であり、その反映である。わが党や総評に「危機」があるとすれば、その真の根源もここにあるといわなければならない。

社会党の一部にみられる党「改革推進」路線、あるいは総評労働運動の一部にあらわれつつある「現実・柔軟」路線（「連合の時代」「低成長時代」に「対応」するという）は、主観的意図は別としても客観的には、独占資本の思想・組織攻撃に屈服させられた（反撃とは反対に）路線であり、いやそれ以上に、独占資本のお先棒を事実上かつぐ客観的な本質と役割をもっているといわねばならない。このことは、われわれにとって、よきリトマス試験紙ともいふべき敵階級・独占資本の反応ぶりがよくしめしている。独占資本は「改革推進」路線と「現実・柔軟路線」が、社会党と総評の内部で大勢をしめ定着することを、大いなる期待をもって高く「評価」しているからである。

五

独占資本は、はっきりとこういつている。

「『反自民統一戦線』というものを（総評）が打ち出したこと。『反独占』『反安保』を落としたわけである。…この新路線が定着できるかどうかは、今後一年間の総評執行部の指導力、統率力にかかってくる。！」

総評の運動方針から初めて『大幅賃上げ』という言葉が消えた。これはほぼ額面どおりに受けとってよいだろう。！

総評のこの動き（経営参加）を、『反合理化闘争』を修正するワン・ステップであるともみるならば大きな意味がある。昭和三〇年代半ばの三池闘争から始った反合闘争は総評の基本路線であったが、…これに対しては社会主義協会系を中心に、反対の声も非常に強い。そこで、参加問題を論ずるには、これを避けては通れまい。！

これらの動きは社会党の成行きと重大な関係がある。総評のなかで共産党は、大勢としては大きな力はないから、総評新路線が定着するかどうかは、むしろ社会主義協会派の勢力がどれだけ後退するかにかかってくる。…その場はどこかということになると、これは社会党に求める以外にない。そこで（党）大会で協会派が少数になるような代議員構成にすることが、残る最大の懸案になってくる。つまり国会議員を代議員にしてしまえば協会派は少数になるということである」（『日経連タイムス』一〇・二七、詳しくは本誌第三号参照）。

独占資本に期待される路線が、労働者階級と勤労大衆の真の利益に、党と労働組合の真の前進に、むすびつかないものであることはいままでもないであろう。われわれが、「現実・柔軟」路線といわれる（独占資本もそうよんでいる）「新路線」とその実際の内容や、とりわけ党「改革推進」路線にたいして、強い警鐘をならし、あるいは厳しく批判するのも、このためにほかならない。

だが、階級対立と窮乏化がいちだんと激化している否定しえない現実が存在し進行しているかぎり、勤労大衆は必ずわれわれの道を支持し、われわれとともに立ちあがるであろう。右傾化と改良主義の要素を芽のうちに抑え摘みとすることは、社会党と総評の真の前進を期するすべてのものにとっての階級的責務である。戦後これまでの歩みにおいてそうであったように、幾度となく経験した右傾化と改良主義による「危機」を、つねに新たな発展のバネとして前進してきたことに確信をもって、さらに前進しよう。（大内 敬）

「代議員権」問題の意味するもの

国会議員等へ代議員権を付与する規約改正（以下「代議員権問題」）は、党の基本性格にかかわる重大問題である。本誌ではこの問題をくり返しとりあげてきたが、これらを簡単に整理して、もう一度問題点をみておこう。

社会党綱領、規約に違反

第一に、国会議員全員、党員知事、政令都市党員市長に、自動的に全国大会代議員権を与えることは、党綱領第三章第二七節および党規約前文二項にいう党員の権利、義務の平等性、すなわち党員平等の原則を犯すものであるということである。

○党綱領第三章二七項には「：民主主義を尊重するわが党では、党に参加するすべての党員は、その出身階層のいかんを問わず、党内において、平等の権利と義務とをもっていゝ」とある。

○党規約前文二項―「：党員はその出身階層の如何を問わず、平等の権利と義務をもつ」。国会議員等への代議員権付与が、党員平等の原則の侵犯であることは、党内では歴史的にも承認されてきたことである。たとえば、一九五九年の「機構改革に関する報告」が、「大会の構成で、国会議員が自動的に代議員になれるという党員平等の原則を侵す今の制度を廃止」と述べ、また、一九六四年の「組織問題に関する報告」も、国会議員を自動的に党全国大会の代議員に認めることは党員平等の原則に反」と述べている。

ところが、国会議員の代議員権は、党員平等の原則に反しないという議論がある。その一つは、代議員権は特権ではなく、国会議員の果すべき「機能」を発揮させる措置である、というこじつけである。

しかし、国会議員の「機能」はなぜ代議員権と直結しなければならないのかはあきらかでない。考えられる理由は、次のようなことであろう。つまり、現行規約では、国会議員は特別代議員として発言はできるが、「決定への参加」ではない。現在、国会議員が代議員になることはいちじりしく困難（これはうそである）であり、この結果、全国大会では国政レベルの政策論議がうすれ、大会が国民に訴えるものが少なくなった、という議論である。つまり、国政段階の政策を打ち出さうするためには、国会議員の自動的代議員権が必要だということである。

現在の党中執の大半が国会議員であり、第四一回大会にも少なからぬ国会議員が代議員であった（中央本部役員、大会代議員の合計は、全国国会議員の四割五分にのぼる）ことは、誰でも知っている。そして他の国会議員全員が特別代議員であり、そのうえに、中執の統轄のもとに国会議員団を構成している。これでもなお政策論議ができず、その「機能」が果せないのだとしたら、わが国会議員諸君はいったい何をしているのだろうか。

ところで党にはこういう歴史がある。一九六四年の第二四回大会は、これまで一定の枠で認められていた「婦人代議員権」を廃止した。その理由は、やはり「党員平等の原則に

反」するということであった。婦人党員に限らず、労組など大衆団体の幹部党員、同じく活動家党員、農民や中小企業者党員など、それぞれに「機能」がある。それぞれに党員協議会や党員グループをつくることができるが、それを単位に代議員を選出したり、独自の指令・指示をだすことは禁じられている。これが社会党の組織原則であり、規約の精神である。社会党は諸「機能」別集団の連合体ではないのである。

もう一つは、国会議員は一般党員のように一・四%ではなく、一〇%の党費を払っている、つまり、高い党費を払っているのだから、代議員権は当然であり、決して特権ではないという議論である。こういうことをいう人は、党公認で議員になったことをわざと忘れ、議員歳費をすべて個人の力による所得であると思いきもうとしている。選挙闘争とその資金の両面において、現在の党組織の力量が十分でないことが事実であるにせよ、議員はたんなる個人の人気だけではなく、党として信任をえたものでもあることはいうまでもない。しかしかりに、このことを問わないにしても、党費の高さによって特権を認めるとしたら、社会党は一体どういうことになるだろうか。もはや、党員平等の原則などは考えようもないことは確かである。かつて、財産や身分、性別によって選挙権を制限する時代があったが、日本社会党もこれと同じようなことをして、民主主義などくそくらえという態度をとるとでもいうのだろうか。

社会党内の民主主義の侵犯

第二に、党員平等の原則を侵すことは、同時に、党内民主主義の破壊につながるということである。

国会議員の自動的代議員権は、党員が同等の資格でルールを通じて代議員に選ばれるという党内民主主義の原則が、国会議員にだけは適用されないことを意味している。しかし、党内で国会議員候補に選ばれたということと、党の全般にわたる方針、組織活動、政策をきめる全国大会の代議員に選ばれるということとは、決して同一ではない。それこそ、国会議員の「機能」は、党活動全般を含むものではないからである。

第二四回大会の「組織問題に関する報告」も、「国会議員を自動的に党全国大会代議員に認めることは、党内民主主義と党の前進に逆行するものである」と述べている。

独占資本支配に反対し、社会主義をめざす日本社会党は、いうまでもなく、労働者と勤労国民の生活と基本的人権のもっとも熱心な擁護者でなければならぬ。それは同時に、日本の民主主義を形骸化し、破壊しようとする独占資本と、もっとも頑強にたたかう政党でなければならぬということである。党内において民主主義を破壊し、一般党員の権利をふみにじって恥じない党が、どうして勤労国民の生活、基本的人権、民主主義の強力な擁護者たりうるであろうか。この意味で、党員平等の原則と、党内民主主義の確立は、前記「報告」がいうように、「党の前進」をかちとり、日本の民主主義を守るたたいを強化するうえで、欠かせない課題なのである。『日本における社会主義への道』が、「大衆から信頼される党」となるために、「党は、民主的組織運営の模範でなければならぬ」と述べている理由はここにある。

議員党的体質を助長

第三に、国会議員等への自動的代議員権付与は、議員党的体質をますます助長して社会党を変質させ、党の基本路線の変更にもつながる危険性を含んでいるということである。一、党員平等の原則は、党内民主主義の根幹をなし、党員の同志的結合の基礎をなすものである。国会議員等に特権を認めることは、結局、「議員中心の党」の傾向をつよめることであり、活動家に依拠した強大な組織政党への前進を阻害するものである。前記の「機構改革に関する報告」は、この点に関して次のように述べている。すなわち、「議員中心の党から『一般党員の手による党』になって、はじめて全党員が自分自身の党だという情熱をもち、日常活動が活潑化し、積極的入党意欲がわいて、党組織が大衆化される」と。

「代議員権問題」が、直接に、議員党的体質を促進するものであることは、もうくり返す必要はない。そこで、代議員権付与を主張する人々の一つの論拠にふれておこう。それは、日本社会党は議会制民主主義を重視し、議会を通じて権力を握るといふ路線をとっているから、多くの有権者から信任された国会議員が、党の顔として、国民の声を代表し、これを党の最高決議機関に反映させる仕組みをつくるべきだ、という意見である。それが、「代議員権問題」のほとんど唯一の「理論的」説明であるといつてよい。

ところで、日本社会党は議会制民主主義をどのようにとらえてきただろうか。『日本における社会主義への道』は、次のように述べている。

「ブルジョア議会制民主主義は、一方ではブルジョア支配の形態であると同時に、他方では労働者階級によって闘いとられ、確保されている民主的権利であり、政治参加の道であるということもできる。したがって、われわれが反独占国民戦線を背景とする大衆闘争と密接に結合し、その支持をえて闘うならば、この議会制民主主義は、ブルジョア権力支配の道具から、われわれの解放の武器に変えることが十分可能となっている」。

「議会闘争と院外における大衆闘争との密接不可分な結合こそが最も重要なわれわれの闘争形態でなければならない。議会闘争は、大衆闘争によって一層勇気づけられるのである」。

『日本における社会主義への道』はこのように、「議会制民主主義の重視」とは、院外の大衆闘争をぬきにした、議員の「顔」による集票能力を重視することだとは言っていない。逆に、院内闘争と院外闘争の結合の重要性を強調している。このことは、党が院外の大衆闘争を組織し、指導しうる組織的力量をもつことを前提としており、活動家に依拠した近代的組織政党である必要を述べたことでもある。だから、議員の「顔」だけを強調する議論は、議会の「資本家階級の支配が貫徹している支配機構としての側面」を見逃すことであり、党をたんなる議会主義の党、改良主義の党に陥し入れることにほかならない。この意味で、議員党的体質の助長は、党の基本路線の変更につながる。

日本の階級闘争を阻害

第四に、規約改正問題を「決議」という形ですすめようとするやり方は、重大な規約違反であるばかりか、日本の階級闘争を阻害する暴挙にすらなりうるということである。

統開大会が規約改正に反対することは大会決定違反であり、「党方針の一貫性」を損うことであるという議論がある。しかしこれほどあつかましい議論は他に例がない。強盗の居直りの論理であるからである。

「党の綱領および規約の改正は全国大会出席代議員の三分の二以上の多数の賛成をえなければならぬ」という、党規約第一〇〇条の規定があるにもかかわらず、「出席代議員の半数以上で決める」（党規約第四十三条）ことができる「決議」であらかじめきめるというやり方は、規約違反でなくてなんと言うか。そもそも大会「決議」は規約違反であるから無効であり、とうぜん代議員を拘束することはできない。次の例を考えてみればよい。

現在の日本国憲法は、それを改正するためには、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案」（第九六条）するとなっている。もし次のようなことが起ったら社会党はどうするか。

自民党がある国会の冒頭に、憲法を改悪する「決議」を提出し、それを過半数で議決し、休会にもちこんだと仮定しよう。そして再開して統開国会では、「憲法を改正することはすでに「決議」で決っているのだから、野党はこれに反対することはできない」といった理屈をたててきた場合である。こんな場合にも、社会党は黙って従わなければならないのだろうか。もちろんそんなことはできない。これは日本の民主主義を破壊する許されない暴挙であり、そのやり方自体が憲法違反であるからである。したがって社会党は、このような暴挙にたいしては、全力をあげてたたかわなければならない。

だが、社会党が九月大会でやった「決議」は、この例とどこに本質的な違いがあるか。党綱領や規約は、党の憲法ともいうべきものである。これを無視することは、党の団結の基礎、その存立条件を破壊するに等しいだけでなく、自らの暴挙によって、民主主義を守らなければならない旗手であることを放棄することでもある。

社会党の歴史をふみにじる

第五に、国会議員等への代議員権付与は、党の歴史を無視し、組織強化のためにつき重ねてきた討論の方向をふみにじるものであるということである。

「代議員権問題」は、決して「とうとつ」にだされたものではなく、「古くて新しい問題」であるといわれる。たしかに問題そのものが、くり返し討論されてきたという意味では「とうとつ」とは言えない。しかし、本誌が詳しく述べてきたように、この討論の方向は、党員平等の原則と党内民主主義をいかにして確立するかということであった。だからこれとは一八〇度異った方向で、つまり国会議員等に代議員権を与え、党員平等の原則を犯すという形で提起することは、まことに「とうとつ」であるといわなければならないのである。

「代議員権問題」は、このように、党員平等の原則の乱暴な侵犯、党内民主主義の破壊であるだけでなく、民主主義闘争における社会党の役割りを阻害する要因でもある。これは民主主義の問題なのである。

（松田 哲）

民主主義を守ろう

——規約「改正」の根拠は少しもない——

一、「決議」は無効である

憲法第九六条には「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と規定されている。

もし自民党政府が、ある国会会期の冒頭で、三分の二以上ではなく、二分の一以上の賛成で可決される「決議」として、「戦争の放棄、勤労者の団結権等に関する決議」と題し、「憲法第九条（戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認）、第二十一条（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）、第二十八条（勤労者の団結権及び団体行動権）」は、これを認めない。このため延長国会において、憲法の改正を発議する」などという決議を強引に可決したとすれば、われわれはどうするであろうか。

延長国会において、「憲法九条、二一条、二八条を削除する」という憲法改正案が提案され、すでに「決議」が可決されているのであるからこの憲法改正案に対しては、「一事不再議」の原則により、社、公、共の各党とも反対することはできないとして、強引に決定されようとしたら、われわれはどうするであろうか。

このような「決議」自体が法的には少しも拘束力をもたないものであり、無効であり、そのような「決議」をもって、政府自民党が憲法改正を強行しようとするのは、まさにファッショ的暴挙であるというほかはないであろう。

規約と綱領は党の憲法である。それ故にこそ規約の第一〇〇条には「党の綱領および規約の改正は全国大会出席議員の三分の二以上の多数の賛成をえなければならない」と規定されているのである。ところがもしわが党がこの規約の改正を、賛成が二分の一以上で可決される「決議」として決定し、代議員が同一だから拘束力があるものとして、続開大会で規約改正を強行したとすれば、自民党が先のような憲法改正の暴挙に出てきたとき、わが党はどうしてそれに反対する論理を展開することができるであろうか。

「国会議員等の全国大会代議員資格に関する決議」はその内容において、実は二重に無効であり、なんの拘束力もないものである。

第一に、規約により三分の二以上の賛成を必要とする内容を、二分の一以上の賛成でよい「決議」として提出されたものであって、前述の例からも分るように、明らかに無効である。

第二に、この「決議」の内容は、綱領第二七条の「民主主義を尊重するわが党では、党に参加するすべての党員は、その出身階層のいかんを問わず、党内において、平等の権利と義務をもっている」という規定と、規約前文の「党内民主主義の原則に基いて、……党員はその出身階層の如何を問わず、平等の権利と義務をもって、……党各級機関の討議に参加し」なくてはならないという規定とに、まっこうから違反するものであり、明らかに無効である。

二、地方にまでおよぶ驚くべき事態

決議を有効で、拘束力があり、内容を尊重しなくてはならないと主張する人々は、首尾一貫していない。「国会議員全員」に「代議員資格を与える」という「決議」を尊重するならば、規約三九条の「全国大会で選出された中央本部役員は代議員を兼ねることはできない」という項は、「中央本部役員のうち、国会議員に限って代議員を兼ねることができると改正しなければならぬはずである」。

もしここだけは「決議」を尊重せずに、現行規約通りとするならば、現状の中央本部役員のうち国会議員は二〇名（中執一四、中央統制委員四、会計監査二）であり、国会議員の代議員は一七四名ではなく、一五四名となり、党基本組織選出代議員は三三三名より、さらに四〇名少ない二九三名になる（支持団体代議員は一九名のままと仮定して）。現在の四九〇名が、なんと二九三名になるのである。国会議員が万一、二〇名にまで減少するようなことが起りでもしたら、段上に中央本部役員が並ぶだけで、代議員はゼロという大会を開かねばならないことになるのである。

全国大会代議員に代わって、このような規約改正が実現すれば、東京をはじめ、各地で右派の諸君が主張しているように、都道府県大会も、全国大会に準じて、「国会議員全員および党員市長に対し、全代議員数の三分の一を基準として、代議員資格を与える」などということになるであろう。

すると、たとえば県議三人、党員市長ゼロの和歌山県では、一般党員から六名の代議員を選出して、九名で県本大会を開くことになるであろう。この県会議員が三人とも県本部執行委員であれば、代議員はゼロとなるであろう。群馬、石川など六つの県は、県会議員が四名である。これらの県本大会も、和歌山県本大会と事態は同様である。

— このような事態が、党内民主主義の根本的な破壊でなくてなんであろうか。

三、成田委員長の「根拠」について

九月大会において成田委員長は、新潟の桜井代議員の質問に答えて、国会議員に自動的
に代議員権を与えるべき「根拠」をいくつか述べている。（『大会速記録』一〇九七）

① 「国会議員は政策に明るい」からであるという。

しかし、「政策に明るい」者には特権を与えるというのであれば、法律、政治、経済、外交、教育、医療、社会保障、物理、化学、工業、農業等々、それぞれの「政策に明るい」
党員にはすべてに代議員権を与えなくてはならないはずである。

そもそも今日の国会議員は、政策通であることを根拠として候補者となったいきさつは
むしろ少なく、当選してからは冠婚葬祭等の雑事に追われて、勉強の時間がなかったために、全
員が理論や政策に「明るい」とは、とても云えないのが現状である。反対し、阻止すべき
法案を、時として賛成で通すことさえある事実をみても、理論や政策に暗い議員が少なく
ないのではないだろうか。国会議員にも「明るい人」がいないわけではないが、むしろ学
習や研究を積んでいる一般党員のなかに、理論や政策に「明るい人」が多いのではあるま
いか。

② 「財政的に」根拠があるという。

では党費を国会議員と同等、またはそれ以上に納めれば、だれにでも代議員権を与えるのであろうか。高額所得者は優先的に代議員にすべきなのであろうか。明治時代には高額納税者に優先的に貴族院の選挙権が与えられていた。わが社会党は、それほど非民主的な党になろうとしているのであろうか。

③ 「国会議員はりっぱなオルガナイザー」であるからという。

では、党専従者のオルグにも無条件で代議員権を与えなくてよいのであろうか。国会議員とはいえ、党員をなかなかかふやせない人や、前の議員よりも支持者を減らしたような人がいないのであろうか。

④ 「議員になる人は力を持っている」からであるという。

しかし、議員になったのは、個人の力によるのであろうか。党組織の活動や宣伝によっていないのであろうか。それとも、代議員権を無条件に与えて、今後の選挙は、個人選挙にするのであろうか。

⑤ 成田委員長は、採択される以前に、まだ何人もの討論が残されているとき、新潟の桜井代議員の質問に答えて、「この大会で満場一致で決まったという前提だけはお忘れにならないようにお願いしたいと存じます」（速記録一〇九八）と述べている。これは大会の論議を無視し、民主主義を否定する態度ではないのであろうか。

四、特権と義務のバランス論について

「特権に対しては、特別の義務をふぶいさせればよい」と主張する人もある。

第一に、『国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律』第一条に規定されているように、立法調査費等は、会派に支給されているものであって、議員個人に支給されているのではない。法制度で決められたものであって、個人の能力によって支給されるものではない。もともと全額を党が管理し、党組織全体の調査活動等にあてられるべきものであり、それが、議員個人の手を離れることは、議員の「特別な義務」とはいえないのである。

第二に、たとえば多くの資金の調達を、議員個人に、義務として課するのは正しくない。資金調達が議員候補者の条件となってしまう、調達力をもった人のみが候補者となり、「政策に明るい人」であっても議員になれないからである。

こうして国会議員にたいして、特別な義務を課する正当な根拠はないといわなくてはならない。

五、中執の説明書について

中執の文書「国会議員等への代議員権附与について」は、党員を納得させえないばかりか、ますます不合理であることを示している。

① 「ことに議会制民主主義を重視し、議会を通じて権力を握ろうとするわが党として、多くの有権者から信任された国会議員が、党の顔として直接、国民の声を代表して党の最高決議機関に反映させる仕組みをつくることは重要であり」としている。

しかし、「多くの有権者から信任された」のは議員個人ではなく、党である。党が公認し、党組織の中央から地方にわたる宣伝等の活動があったからこそ議員になっているので

あり、議員個人によるものではない。

個人の人気による支持もあるということ論拠にするならば、いっそう誤りである。ある個人にたいする国民の人氣が一時的に大きいからといって、その人を「党の最高決議機関」で優先的にとりはからうことは危険である。党の方針はその時々の人気投票で決めるわけにはいかないからである。

また「多くの有権者から信任された」ことを根拠にするならば、一五〇万票を得た議員は三万票を得た議員の五〇人分の代議員権を与えられなくてはならないであろう。三万票を得て当選した議員よりも五万票や十萬票を得て落選したの方が優先されなくてはならないであろう。

そもそも「議會制民主主義を重視し、議會を通じて権力を握ろうとする」といっても、議員の力だけで「権力を握」ることはできない。社会党の綱領や『日本における社会主義への道』や『国民統一の基本綱領』が明らかにしているとおり、院外闘争は院内闘争に劣らず重要であり、国会議員以外の職場や地域における黨員組織の力が必要不可欠である。

② 「国会議員」と「活動家」とを対立させているが、国会議員は活動家でなく、県会議員や市会議員は活動家であるともいうのであろうか。「国会議員三分の一という基準を設定し」、党基本組織からの代議員数は、黨員が二〇万人になろうが二〇万人になろうがかわりなく、常に国会議員数の二倍として、選挙のたびに変わるなどということが、どうして「大会構成の適正な均衡に」なるのであろうか。

③ 「当時と今日との著しい相違は、かつての国会議員と活動家黨員との間にみられた権利、義務をめぐる関係は著しく改善されてきています。つまり、かつてのような国会議員がオールマイティの党ではなく、逆に活動家黨員を中心とした党機関の優位性が高まり、国会議員が権利をふりまわしたのはとくに過去のものとなりました」と述べているが、「とくに過去のものとな」ったかどうかは別にして、このように改善されてきたのは、昭和三四年の第一六回大会から三八年の第二二回大会の全党的な論議のなかで、「かつて国会議員が自動的に代議員になっていたのを制限するために」、現状の規約に改正したからこそではないだろうか。再び自動的に代議員になるという特権を附与することになれば、もとのもくあみになりはしないであろうか。

④ 「いまでは、国会議員が大会代議員になれる間口はきわめてせまいものになってます」などとしているが、現に今大会においては、約七〇名の国会議員が、都道府県選出の代議員として選ばれているではないか。これは全国会議員の四割（中央本部役員を除く）国会議員の四割五分）にあたるものである。

⑤ 「けっして『特権』としてではなく、国会議員の果すべき『機能』を発揮させる措置」であるとしているが、「『機能』を発揮させる」ためであるなら、法律、政治、経済、産業、医療、自然科学等々のエキスパートや、党の書記やオルグ等々にも、自動的に代議員権を附与してしかるべきではないだろうか。「『特権』としてではなく」などという弁解

は、党員にたいするみにくい詭弁ではないであろうか。

⑥ 「最後に、九月大会で満場一致の決議をおこなった規約改正を完全に実現することが、統開大会を成功に導く党員の重大な任務であることを強く訴えるものです」としているが、この論理を許せば、冒頭に述べた方式による憲法改正にたいして、わが党は反対する論拠を失うであろう。

しかも真の「満場一致」でなかったことは、抗議して起立した人があったこと、議長は「満場の拍手で承認されました」（速記録一〇九）と集約したこと、拍手しなかった人が少なからずいたことから明らかである。

また、成田委員長は、「今度の継統大会でこれがまた審議されるわけです。十分下部討議をやっていたで結構だと思います」（速記録一〇九八）と大会で述べている。

森下大会運営委員長は、「とくに国会議員の代議員権附与の決議については、運営委員会で反対の空気があったのも事実だし、そうした空気は相当強かった」。「下部討議を徹底的に行なってもらいたい」（『社会新報』一〇月四日）と述べている。

下部討議をおこなうからには、大会代議員が、下部討議の意を受けて、自らの研究・検討と反省もふまえ、統開大会では否決することもあるのは当然である。これを否定するのは、民主主義を否定するものである。

また右派が多数を占める県本部では、規約改正に反対させないために、十分な下部討議をさせぬまま、県執行委員会の意向で代議員を拘束しようとする動きがある。しかし、規約八条には「党員の権利は次の通りである」として、「大会にいたるまでのいかなる党機関に対しても提案および意思を提出し得ること」と規定している。全国大会代議員の意思を、県本部が拘束してしまうのは、規約に違反するものであり、これもまた党内民主主義を破壊するものである。

「分裂」や「分立」の脅迫をもって、「統開大会の成功」をおぼつかなくしているのは誰か、民主主義を破壊しようとしているのは誰かということこそが問題にされなくてはならない。

反社会主義と民族主義のキャンペーンとともに、稲山鉄鋼連盟会長が、「戦争でもない和不況脱出はムリ」と公言し、労働組合の一部右派幹部までが、「兵器機の生産と輸出の拡大」を主張するにいたっている。

先の参議院内閣委員会で、民社党は「防衛予算をふやすことは、不況克服や雇用不安解消の一助になる」、「武器禁輸三原則の政府解釈は敵しすぎる」と主張するまでになっている。円高の進行、輸出の減退、不況の深刻化とともに、ファシズムの芽が出かねない情勢のもとで、わが党も危機を迎えている。規約を「改正」することによって、右派代議員を安定多数とし、科学的社会主義を棄て、「社会民主主義の党」に変え、保革連合を実現しようという運動が、社会党の内外から「推進」されている。この保革連合とは、独占資本と福田、岸らを除く自民党が推進する「自由国民連合」のことである。社会党がこのように変質させられるとき、反独占、反自民の国民戦線を実現する基礎は失われるほかはない。

今こそわれわれは、党みずからの民主主義を毅然と守ることによって、党の右傾化を防ぎ、憲法「改正」を阻止し、日本の民主主義を守る先頭に立たなくてはならない。

（北条 一夫）

■ 投稿 ■

大会の成功とは何か(二)

—— 分裂回避のために規約で譲歩せよとの主張について ——

『党の統一と団結を呼びかけなければならない。党の分裂は総評の分裂を招く、それは何が何でも防がなければならない』か？

党の統一と団結を呼びかける……わたくしも大賛成である。しかし「変種」の人々に一言注意すれば、党員の人びとは、あまりも多く、その呼びかけを党内左派にすぎずてはいまいか。あまりに少なく、党内右派に呼びかけてはいまいか。左派には、社会主義政党としての党の発展に賛成する人はいても、自から分裂策動をおこない、分裂を推し進めようとする者はいない。そうした人々は、すべて右派——改革グループから出ている。「変種」派（失礼！）の人びとには、それがわかっているはずである。彼らの統一と団結のための努力は、もつともつと、右派にむけられるべきである。

総評の分裂！ このことが、日本の労働運動にとって、重大な問題であることは、わたくしにも十分わかっている。しかしすでに述べたように、改革グループの狙いは、日本社会党だけでなく、総評労働運動の骨ヌキにもある。ここでいたずらに譲歩したからといって、総評の階級性、戦闘性を守れるという保障はない。譲歩は、改革グループを勇気づけ、ありとあらゆる無理難題を、党と総評の分裂を脅しに使うに押しつけてくるであろう。アメモ玉や甘い言葉は、彼らには通用しない。ありとあらゆる点で彼らに譲歩しても、彼らは泣きやむことはない。なぜなら彼らの本性は労働者には小指だけをさしよるることにあるからである。

総評労働者は、もちろんこうした事態を許さず立ち上るであろう。しかしその時は、いろいろの譲歩を強制されたあとであろう。その時、彼らは、今よりはるかに後方の地点からたたかいはじめなければならなくなる。

分裂の脅しがきかないことを、彼らに思い知らせやらねばならない。そうでなければ彼らはもつと大声で泣きわめく。それに追従して、一緒に泣きわめく者も増えてしまう。「こりゃここでは泣く者の方がいい目を見るワイ」と——。

労働組合が分裂の攻撃を加えられた時、分裂主義者の要求を拒絶しようと決意する時、何をやって来ただろうか。分裂の主謀者の孤立化——それをやってきたはずだ。今こそ、全党あげてそれに取り組むべきである。分裂主義者の意図を暴露し、一步もひくべきでない情勢であることを説明し、党内の結束を強め、分裂主義者を孤立させることが、何より重要である。そして、党内の結束が強まれば強まるほど、分裂主義者の声は弱まり、追随者は増えなくなり、逆に減少するであろう。党内でも、総評党員協の場でも、まずここに全力をつくすべきである。もしもこの活動がなく、万が一、続開大会で「規約問題」が承認されるとすれば、その日は、右派の大攻勢の第一日目になってしまうであろう。そして分裂主義者を孤立させる活動があった時、はじめて、社会党はあらゆる事態にたいして組織的に行動する力を蓄えることができる。

『党は勤労国民の間でイメージをおとしている、もしここで分裂すれば、次の選挙の敗北は見えている。だからイメージ・アップのためにも分裂はさげなければならぬ』か？

社会党が「長期低落傾向」と言われて久しい。しかし、この何年かの選挙では、その低落の傾向はとまったようである。今回の参院選挙も、「敗北、敗北」といわれるが、結果は、けっして敗北を示していない。社会党のイメージをダウンさせたのは、参院選は敗北したとわめきちらした改革グループであり、あげくのはてに脱党した連中である。社会党は、現在の支持者——多少とも安定した確実な支持者——を基盤に、党勢を拡大し、労働者・勤労国民の支持を拡大することが可能である。

とはいえ、もしここで分裂が生じた場合、次の選挙は社会党にとって敵しいものとなるかも知れない。しかしそこで敗北したとすれば、社会党の実力が、階級的労働運動の実力の力が、その程度であったということである。党はそこから、再出発するしかない。

われわれのたたかいは階級闘争であって、幼児の戦争ごっことは違う。ハリボテの刀や、みかけだおしの装束で敵を圧倒することはできない。敵の方がよほど、われわれの陣営の実力をよくつかんでいるからである。だから、一時的に後退することを恐れてはならない。その時でも必ずわれわれは前進することができる。なぜなら、われわれ自身の掛値なしの力を知ることができるからである。したがって、あえてその事態を招く必要はまったくないが、不当に恐れる必要もまた、ないのである。

二つめに、敗北しっぱなし、ということはいけないということである。

社会党が分裂した時の歴史を思い返して見ればよい。分裂当初の国会議員数は左社・一六名、右社・三〇名であったが、その後統一までの二回の総選挙のなかで、左社は五四名、七二名と議席数をのばし、右社も勢力をのばしたものの、四七名、六六名にとどまり、左社が右社を上回った。同じ年の参院選挙でも、左社は右社をひきはなしたのである。

一九五九年、脱落した民社党も同様の運命をたどった。会社、同盟あげての選挙にもかかわらず、民社は野党の中心勢力となりえたことはない。

労働運動の分野でも同じである。マル生でたたかれ、きびしい分裂のなかから反撃した国労、動労や全通が、ふたたび組織を増やしている事実を、もっと大切にすべきであろう。また大闘争をたたかった三池労組にたいしては、第二組合員からもカンパが絶えない。

三つめに、統一してイメージ・アップというが、国会議員等を特別扱いするような非民主的な党規約等に改正することが、労働者や勤労国民にたいするイメージ・アップになるだろうか。

大衆を馬鹿にしてはならない。彼らは党内民主主義を実質的に否定するこの規約改正を絶対に支持しないだろうし、そのような組織に入ることを望まないだろう。結果は党のイメージ・ダウンしかない。

組合の大会代議員に、組合の各級機関役員は無条件でなれる、その数の倍だけの代議員を一般組合員から選出する——という規約を歓迎する労働組合員が一人としているだろうか。そういう労働組合があったとして、組合員は自分の組合を何と思うだろうか。自分の意志が正当な手続きで、組合の意思に反映していると思うだろうか。みんなの力で組合を作っていくという確信をもてるだろうか。

重ねていおう、規約の改正は、社会党にとって、イメージ・ダウンしかもたらさないだ

ろう——と。なぜなら、組織的訓練を積んだ労働者であればあるほど、その規約の非民主的性格を見破るだろうから、ますます大衆からはなれていく社会党の姿をそこに見るだろうから——。

『分裂して、選挙に敗けて、議会で後退すれば、労働者・勤労国民の要求を通すことはむずかしくなる』か？

たしかにむずかしくなるかも知れない。しかし要求を通す真の力は、国会の内部だけにあるわけではない、労働者・勤労国民の組織的な行動のなかにある。この原則を片時も忘れてはならない。

今年の春、減税問題で、はじめて予算案の上での譲歩をかちとることができた。たしかにそうである。しかしそれは、国会内に算術的に与野党伯仲の状況が生まれたから実現できたのではない。また、その減税分も、結局、実質賃金も保障されなかった低額ベ・アで取り返されてしまったことを忘れる権利は、われわれにはない。われわれが本当に強くなるまでは、いくら議会で野党の数が増えて、国会内で、与党の譲歩を得ても、他の部面を取り返されてしまうであろう。したがって、議員の数だけを云々するのは、木を見て森を見ない議論である。

実際、労働者・勤労国民が本当に怒った時は、たとえ国会内では野党が少数であっても、独占資本は譲らなければならなかった。警職法反対闘争しかり、最近では、一九七二年の国鉄運賃法案廃案のたたかいがそうであった。また、国鉄マル生闘争は、六九年の衆議院選挙での社会党の敗北という厳しい議会勢力分野にもかかわらず、職場からの大衆闘争で敵を追いつめ、国会の場でも総裁に陳謝させた。また、一九七三年の年末闘争は、狂乱物価のなかで、インフレ手当を実現している。七四年の参院選における「保革伯仲」以前のたたかいである。

たたかいは大衆が支えるものである。この原則を確認する材料は、これまでのたたかいの歴史にきちんと刻まれている。

反論の三つめ。選挙闘争に敗けて、議員の数が減るから、要求を通すことができなくなる、のではない。選挙に勝利できるほどに大衆を組織できなかったから、国会の要求闘争の場でも敗北するのである。いずれにせよ、われわれの真の力が反映するのである。

だから、もしも方が一分裂——敗北という結果をまねいたとしたら、国会内での不利な状況をカバーできるだけの大衆闘争の組織化に全力をあげることである。その取り組みが、その要求闘争に勝利する可能性を与えるし、次の選挙闘争の勝利に必ずつながるからである。

私は私の見解を、多少とも乱暴に示してきた。今度は、社会党員自身が行動で示してくれる番である。まず第一に、彼らは全党の下部討議のなかで、彼らの判断を示してくれるだろう。私は、社会党を支持する者として、それを心から願っている。なぜなら、それこそが、第四一回統開大会成功への第一歩だからである。

(橘 馨)

注目される社会党統開大会のゆくえ

二月一三・一四日に開かれる予定の社会党統開大会にむかって、社会党内には現在さまざまな動きがめまぐるしく展開している。

ひとつは、党機関の場をつうじて、飛鳥田新委員長樹立問題と党改革問題をめぐる動きである。他のひとつは、派閥再編成劇とも似た派閥「解消」と新たな右派連合による社会党乗取り策謀である。しかし、一見複雑そうにみえる社会党内部の動向も、これを買ぬいている本質は変わっていない。不変どころかますます、鮮明に問題の中枢部を照らし出し、わかりやすいものになっているようだ。

「貫ぬく本質」とは、自民党や財界とも奇妙に一致した反社会主義協会大合唱にみられる社会党変質工作である。これも当然といえば、それまでだが、変質工作の張本人が、「党改革推進協議会」だからである。この「推進協」の構成は、旧江田派、佐々木派、八百板派、流れの会、など古色蒼然とした顔ぶれで、社会主義政党的の試練を余儀なくされた今日の情勢下で、衰退と破滅の道をたどった派閥勢力である。彼らは、思想より人事閥、運動より権力意欲という具合に、「派閥の合従連衡」を政治闘争とみてはばからぬ「野心」屋の集団である。

だから、社会主義協会のように、この後におよんでなお社会主義運動や、社会党的の成長を「口うるさく」主張し、けっしてあきらめることのない整然とした態度には、敵害心をむきだしに攻撃を加えているのだらう。

これは、旧派閥の末期的な、しかし一時的なあせりであり、はた目にも見苦しいかぎりである。社会党的の統開大会は、「推進協」の大会延期工作にもかかわらず、危機感を強めている全国の党員・活動家・支持者の力によって、開催にこぎつけることは九分どおり間違いない状況である。

すなわち、党内の主要な動きは、成田委員長を中心とする飛鳥田説得工作と統開大会にむけた下部党機関の討論によって回りだしており、「推進協」の党乗取り策謀にたいする警戒や批判の声が下部党員から大きく広がっている。成田委員長らは、推進協の派閥的妨害のなかで、毅然として、飛鳥田説得をおこない、一月二四日の全国都道府県代表者会議では、推進協の反対工作を退け、北海道を先頭に、佐賀、宮崎、愛媛、岩手、大分、長野、茨城、沖縄、新潟、山口、宮城などを中心とする大勢の支持を受ける状況となっている。

これに先立ち、推進協は党三役会議や議員総会など国会議員を中心とする派閥的工作をおこない、「飛鳥田をあきらめろ」と主張したが、全国代表者会議は、まったくこれと対立する「擁立」方向をとりまとめたものである。

今日の社会党内部の事情は、革新第一党としての国民大衆にたいする政治責任をはたすため、党首だけは円満に選び、これを基礎にして党内不統一の克服をはかる——という大儀名分が大前提として存在している。かりに、この前提が不成功の場合は、統開大会は開催不能か、開いても党の分裂へ進む可能性が強い。したがって、推進協が散々使ってきた

「分裂をかける」という脅しのやり方は、全党員の不満と批判を拡げはじめており、「協会が悪の根源」という宣伝も、しだいに聞く人を失っている。

とはいえ、「協会」を悪玉に仕立て上げて、こっそり社会党を乗取るハラの推進協にあって、自派のいいなりになる委員長実現は、悲願なのだ。その意味で、全国代表者会議は、理由はともあれ、一応、国民と社会党をつなぐ何本かの線のうちの一本をつないだといえよう。

二

さて、飛鳥田委員長の線で、統開大会を開くことが可能となった場合、どういう大会となるか。この統開大会は、九月大会の積み残しである人事問題がひとつの課題である。同時に、新執行部のもとで、推進協に団子のようにうごめく派閥分子による「党破壊攻撃をこれ以上許すかどうか」が問われている。

まず、党改革問題については、周知のとおり、討論の九九%が協会攻撃に費された経過に示されるとおり、誰も、本気で党改革論争が改革委Ⅱ中執でおこなわれたとみていない。九月大会では改革論議にツンボサジキだった党員代議員ですら、派閥の仕組んだ大会運営に歯ざしりしていたのである。したがって、このように派閥による中央のゆがめられた改革論議が全党に理解されたとはとうていいいがたい。

たしかに、改革案は、「決定」された。しかし、その背後には、およそ論争とはいえない改革委員会の結論にたいして、「党を割ってはいけない」という党員の良識と自制力が働いた結果、大会「決定」となったとみるべきだろう。だからといって、良識ある党員が、「推進グループ」の「分裂のおどし」を耐えつづけるとみるべきであろうか。社会党内の真面目な党員ほど、社会党への愛党心と社会主義運動統一への献身意欲が強い。だからこそ、社会党の今日がある。しかし、これとて無原則ではない。派閥が社会党を強化したのではないのである。それは社会党自らの論争点がこれを示している。

推進協は派閥の連合体である。九月大会での人事をめぐる内部対立と田ら三人の脱落は、彼らが自らみにくい正体を暴露した。彼らに「党再建」を語る資格はない。「分裂」のおどしを超えることのできる良識ある党員にこそ資格があり、彼らの決断こそ、党再建のスタート地点になるのではないか。

統開大会には、国会議員の代議員権問題が提案される、すでに、九月大会以降二度の改革委、三度の機構改革小委員会で規約改訂が論議されている。無条件で「国会議員だけに特権を与え、全代議員数の三分の一を保障しろ」というおおよそ、民主主義の基本理念を踏みにじる圧力が、社会党の改革だという。自民党ならいざ知らず、大衆の味方、民主主義の守り手の社会党で、このようなファッショ的行為が、「反協会」を相言葉にして進んでいるのだ。

「密室論議の改革委」↓「党員不在の党大会」↓そして、今度は「民主主義を否定する統開大会」というのでは、勤労大衆はもはや社会党を見捨てるいがいになくならう。推進協の内部では、「これで協会を追いだし、次に党権力をとる」とウソぶいているというが、そのようなミニスケールの社会党は、存在理由を失うことになるう。

ともあれ、社会党は、機構改革小委員会（石橋小委員長）の規約改正をまとめたとしても、大会代議員の三分の二の賛成はとうてい困難だろう。さりとて、再び派閥的密室論議と圧力で横車をおすならば、今度こそ全党的な不満と怒りがせきを切るのではないだろうか。それは、誰がみても、納得されえない民主主義のじゅうりんになるからだ。

（木村 旦）